

2 安全管理者

概 説

安全管理者とは、工業的業種（卸・小売業など労働災害の多い非工業的業種を含む。）で、常時50人以上の労働者を使用する事業場において、経営担当者または総括安全衛生管理者の指揮を受けて、その事業場における安全管理の技術的事項を担当する者をいいます。

安全管理者は、一定の資格を必要とし、また安全管理者に対しては一定の権限を与えた上でその職務を行わせる必要があります。

また、労働災害を防止するため必要があると認められるときは、労働基準監督署長は、安全管理者の増員または解任（チェックリストのポイント①参照）を命じることがあります（安衛法11条2項）。

なお、労働安全衛生関係法令の改正により、安全管理者の資格要件として所定の研修の修了が追加されました（平成18年10月1日施行）。

チェックリスト

安全管理者

*は努力規定

チェック項目	参照法令等
<p><input type="checkbox"/> 1 安全管理者の選任</p> <p><input type="checkbox"/> (1) 常時50人以上の労働者を使用し、次のいずれかの業種に該当する事業場では安全管理者を選任しているか。</p> <p style="padding-left: 2em;">林業、鉱業、建設業、運送業、清掃業、製造業、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、家具・建具・じゅう器等卸売業、各種商品小売業、家具・建具・じゅう器小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、自動車整備業、機械修理業</p> <p><input type="checkbox"/> (2) 安全管理者は、原則としてその事業場に専属の者②を選任しているか。</p> <p><input type="checkbox"/> (3) 2人以上の安全管理者を選任し、その中に労働安全コンサルタントがいる場合であっても、事業場に非専属の者は、その労働安全コンサルタントのうちの1人に限っているか（上記(2)の例外）。</p> <p><input type="checkbox"/> (4) <u>安全管理者の数③</u>については、事業場の規模、作業の態様など*の実態に則し、必要な場合には、2人以上選任しているか。</p> <p><input type="checkbox"/> (5) 所轄都道府県労働局長が指定する、特殊化学設備④を設置する事業場にあつては、指定された単位ごとに、管理に必要な数の安全管理者を選任しているか。</p> <p><input type="checkbox"/> (6) 安全管理者の選任は、その<u>選任事由発生日⑤</u>から14日以内に行っているか。</p> <p><input type="checkbox"/> (7) 安全管理者を選任したときは、所轄労働基準監督署長あて様式第3号により遅滞なく報告しているか。</p> <p><input type="checkbox"/> (8) 安全管理者が旅行、疾病などによりその職務が行えないとき、あるいは事前にその代理者を選任しているか。</p>	<p>・安衛法11① ・安衛令3</p> <p>・安衛則4①(2) 本文</p> <p>・安衛則4①(2) ただし書</p> <p>・昭41.1.22 基発第46号</p> <p>・安衛法11① ・安衛則4①(3)</p> <p>・安衛法11① ・安衛則4①(1)</p> <p>・安衛法100① ・安衛則4②</p> <p>・安衛法11① ・安衛則4②</p>

〔C〕L安衛八二〇

チェック項目	参照法令等
<p>□2 専任の安全管理者⑥</p> <p>□(1) 有機化学工業製品製造業，石油製品製造業と建設業においては，常時使用する労働者が300人以上の事業場の場合，安全管理者のうち少なくとも1人は専任としているか。</p> <p>□(2) 無機化学工業製品製造業，化学肥料製造業，道路貨物運送業と港湾運送業においては，常時使用する労働者が500人以上の事業場の場合，安全管理者のうち少なくとも1人は専任としているか。</p> <p>□(3) 紙・パルプ製造業，鉄鋼業と造船業においては，常時使用する労働者が1,000人以上の事業場の場合，安全管理者のうち少なくとも1人は専任としているか。</p> <p>□(4) その他の業種で，常時使用する労働者が2,000人以上の事業場であって，過去3年間の労働災害による休業1日以上の下死傷者数⑦の合計が100人を超える場合，安全管理者のうち少なくとも1人は専任としているか。</p> <p>□(5) これら専任の安全管理者について，生産関係など他の業務を兼任させていないか。</p> <p>□3 安全管理者の資格</p> <p>□(1) 選任する安全管理者については，次のいずれかの要件を満たす者で，かつ，厚生労働大臣が定める研修⑧を修了したものであるか。</p> <p>① 大学（旧制大学を含む。）または高等専門学校（旧専門学校を</p>	<p>昭47.9.18 基発第601号 の1</p> <p>・安衛法11① ・安衛則4①(4)</p> <p>・安衛法11① ・安衛則4①(4)</p> <p>・安衛法11① ・安衛則4①(4)</p> <p>・安衛法11① ・安衛則4①(4)</p> <p>・安衛法11① ・安衛則4①(4) ・昭27.9.20 基発第675号</p> <p>・安衛法11① ・安衛則4①(4) ・昭27.9.20 基発第675号</p> <p>・安衛法11① ・安衛則5</p> <p>・昭47労働省告</p>

〔C〕
L
安衛八二

チェックリストのポイント

① 安全管理者の増員または解任

労働安全衛生法第11条第2項において、労働基準監督署長が事業者に対して、安全管理者の増員または解任を命じることができる旨定められていますが、この増員または解任の命令は、指導勧告または通常の監督措置によって目的が達せられない場合の非常措置として認められているものです。その増員または解任命令の発動については、同条第1項の事項と労働安全衛生規則第6条第1項の措置の遂行状況の適否により判断されるもので、この命令権発動の基準については、次のように示されています（昭25.3.15 基発第200号）。

- (1) 安全管理者として主要な義務を怠り、かつ、下のいずれかに該当するに至った場合
 - ① 災害度数率が同業種の平均値の2倍を超え、監督上の措置を受けた後6カ月間災害発生の状態が改善されなかった場合
 - ② 重大災害を起こした場合
 - ③ 安衛法ならびにこれに基づく命令違反による致死災害を再度にわたり発生させた場合
- (2) 病気その他の理由により2カ月を超えて安全管理者が職務を遂行できなくなった場合

② 事業場に専属の者（安全管理者）

「事業場に専属の者」とは、原則としてその事業場だけに勤務する者をいい、安全管理の業務に専従することまでは求められていません。しかし、安全管理者が他の業務を兼務する場合には、労働安全衛生法第11条第1項に規定されている安全管理者として行うべき業務の遂行が損なわれない範囲でなければならないのはもちろんです。

③ 安全管理者の数

選任すべき安全管理者の数については、一般的な規定は設けられていませんが、事業場の規模、作業の態様等の実態に即し、必要な場合には2人以上の安全管理者を選任するように努めなければなりません（昭41.1.22 基発第46号）。

④ （安全管理者の選任にかかる）特殊化学設備

- (1) 大学または高等専門学校において、理科系統以外の課程を修めて卒業した者は、産業安全の実務経験が4年以上あるもの
- (2) 高等学校において、理科系統以外の学科を修めて卒業した者は、産業安全の実務経験が6年以上あるもの
- (3) 職業能力開発促進法などによる、一定の専門課程の高度職業訓練を終了した者は、産業安全の実務経験が2年以上あるもの
- (4) 職業能力開発促進法などによる、一定の普通課程の普通職業訓練を終了した者は、産業安全の実務経験が4年以上あるもの
- (5) 旧職業訓練法による、専修訓練課程の普通職業訓練を終了した者は、産業安全の実務経験が5年以上あるもの
- (6) その他の者にあつては、産業安全の実務経験が7年以上あるもの

⑬ 危険を防止するために必要な措置（安全管理者の職務）

ここでいう「危険を防止するために必要な措置」とは、その権限内において直ちに所要の是正措置を講ずることを指すほか、事業者に報告してその指示を受けるなどのことも指しています（昭47.9.18 基発第601号の1）。

罰 則

1 その選任義務が生じてから14日以内に、安全管理者を選任しなかった場合（安衛法第11条第1項違反）

☞ 50万円以下の罰金（同法第120条第1号）

2 その事業場に専属でない者を安全管理者に選任した場合（適用が除外される場合がある。）（安衛法第11条第1項違反）

☞ 50万円以下の罰金（同法第120条第1号）

3 特殊化学設備を設置し、所轄都道府県労働局長が指定する事業場において、指定された生産施設の単位について、操業中、常時管理するために必要な数の安全管理者を選任しなかった場合（安衛法第11条第

Q & A

1 「事業場に専属の者」の意味

Q 安全管理者と衛生管理者について、「その事業場に専属の者を選任すること」とされています。事業場に専属の者というのは、その事業主と雇用関係にあるということが必要なのでしょうか。

また、総括安全衛生管理者については、「事業場に専属の者」という規定がありませんが、どうしてなのでしょうか。

A 労働安全衛生規則第4条第1項第2号では、「安全管理者は、その事業場に専属の者を選任すること。」と規定されています。衛生管理者についても、同規則第7条第1項第2号において同様の規定が置かれています。特定の産業医についても同様です（同規則第13条第1項第2号）。

この「事業場に専属の者」というのは、原則としてその事業場のみに勤務する者ということです（昭27.9.20 基発第675号）。

その事業場のみに勤務する者ということですから、安全管理・衛生管理等の業務に専従する者を意味するものではありません（なお、「専従する」という場合には、「専任の」という表現が、特定の安全管理・衛生管理について使用されています。労働安全衛生規則第4条第1項第4号、第7条第1項第5号）。しかし、安全・衛生の業務に専従せず他の業務を兼務する場合であっても、当然のことですが安全管理者、衛生管理者として、それぞれ法定の職務の遂行が妨げられない範囲内のものでなければなりません。

また、その事業場のみに勤務するということについては、たとえば、A会社の安全管理者として勤務している人が、A会社の休日にB会社にアルバイトなどで働くことまで禁止しているものではありません。

次に、総括安全衛生管理者については、「事業場に専属の者」という規定がありません。しかし、労働安全衛生法第10条第2項では、総括安全衛生管理者の要件として「総括安全衛生管理者は、当該事業場においてその事業の実施を統括管理する者をもって充てなければならない」と規定されています。したがって、この要件を充たす者は、とりもなおさず、その事業場に専属の者であることが、当然の前提となってい

1 安全管理者選任報告（様式第3号）の説明

(1) 必要なとき

① 目的

労働安全衛生法施行令第3条に定める事業場が安全管理者を選任したとき

② 根拠

労働安全衛生法第11条第1項，労働安全衛生法施行令第3条
同法第100条第1項，労働安全衛生規則第4条第2項

③ 特徴

安全管理者を選任する必要があるのは，下記(8)の「記載上のポイント」ホに示す業種で，
常時50人以上の労働者を使用する事業場です。

(2) 届出者

事業者

(3) 届出先

所轄労働基準監督署長

(4) 様式

労働安全衛生規則様式第3号

(5) 届出時期

安全管理者を選任した後，遅滞なく

(6) 提出部数

正副2部

(7) 添付書類

「安全管理者選任時研修の修了を証する書面（または写し）」あるいは「平成18年10月1日
において安全管理者として2年以上の経験年数を有する者であることを証する書面（または
写し）」

(8) 記載上の注意事項

① 記載上のポイント

イ □□□で表示された枠（以下「記入枠」という。）に記入する文字は，光学的文字・イ
メージ読取装置（OCIR）で直接読み取りを行うので，汚したり，穴をあけたり，必要以
上に折り曲げたりしないこと。

ロ 記入すべき事項のない欄及び記入枠は，空欄のままとすること。

ハ 記入枠の部分は，必ず黒のボールペンを使用し，枠からはみ出さないように大きめの
漢字，カタカナ及びアラビア数字で明りょうに記入すること。

なお，濁点および半濁点は同一の記入枠に「ガ」「パ」と記入すること。

ニ 2人以上の選任報告を行う場合に「総ページ」の欄は，報告の総合計枚数を記入し，